

○不破消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和43年5月1日条例第15号

改正

昭和49年4月1日条例第15号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、この条例の定めるところによる。

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、垂井町財産の交換、譲与、無償貸付等の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第15号)

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

